

提供区域の設定について

資料2

事業	次期計画における提供区域	本市の考え方	担当課
教育・保育			
1号認定(幼稚園、認定こども園)	全市	多くの施設が園バスを運行して広域な需要に対応していることから、全市単位の区域設定とする。	幼保企画課 幼保給付課
2号認定(保育園、認定こども園)	中学校区	中学校区を基礎単位としつつ、施設の設置状況を踏まえ、交通網の状況等を考慮した上で、隣接する校区間での通園が比較的容易に行えと考えられる場合は、それらの校区をまとめて同一区域とする。	
3号認定(保育園、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育等))	中学校区		
地域子ども・子育て支援事業			
時間外保育事業	中学校区	延長保育は、保育園等の通常利用と関連するものであり、保育園の整備に連動して確保する必要があることから、「2号認定」及び「3号認定」と同様に、中学校区を基礎単位とした区域設定とする。	幼保企画課 幼保給付課
病児保育事業 子育て援助活動支援事業 (病児・病後児)	全市	小児科医師に実施を委託しており、保護者が居住する区に限らず希望する小児科を選択していることから、全市単位の区域設定とする。	幼保企画課 幼保給付課 こども青少年支援部
一時預かり事業(幼稚園型)	全市	幼稚園児の預かり保育の需要を満たすものであり、幼稚園の整備に連動して確保する必要があることから、「1号認定」と同様に、全市単位の区域設定とする。	幼保企画課 幼保給付課
一時預かり事業(幼稚園型を除く) 子育て援助活動支援事業 (一時預かり)	中学校区	一時的な保育の需要を満たすものであり、保育園等に連動して確保する必要があることから、「2号認定」及び「3号認定」と同様に、中学校区を基礎単位とした区域設定とする。	幼保企画課 幼保給付課 こども青少年支援部